

日蓮聖人の報恩観

—その形成と四恩を中心にして—

星 光 諭

(一) 求法習学と報恩

日蓮の報恩観でまず気づかされるのは、日蓮が、求法習学の道程を報恩と結びつけて自覚していることである。

日蓮が両親の膝下を離れ、清澄寺に登り、道善房を師として学問の道に入ったのは、十二歳であった。出家は四年後の十六歳。已来三十二歳の立教開宗まで、鎌倉、京、奈良等と習学研鑽の日々を重ねた。

後年、日蓮は、みずからの求法習学の出発を回顧して次のようにのべている。

本より学問し候し事は、仏教をきわめて仏になり、恩ある人をもたすけんと思ふ。(佐渡御勘気鈔五一〇)

当初、学問を身につけるため清澄寺に登ったとしても、習学の目的を「仏教をきわめることと自覚した幼少の日蓮の脳裏を去来したものは、すでに単なる知識の習得ではなく、「仏になる」という全人格的完成の目標であった。しかもその動機の重要な要素に、「恩ある人をもたすけんと思ふ」という姿勢があったことは注目に値する。

もちろん、この時の「恩ある人」とは、まず父母をはじめとする故郷の有縁の人々と考えられる。「恩」の内容についても、後年のような、自己が法華経の眞の行者となりえた事にかかわる宗教的恩意識ではなく、これは世俗的な恩恵、恩情といった一般的恩意識であったと考えられる。ただ見逃してならないのは、「恩ある人」とは、その時

点で、「恩」ということを媒介にして日蓮と直接に人間関係を持った人々に限られるのではなく、もっと普遍的なつながりを持った人々をも未来に予測できる含みをもってすることである。「恩ある人をもたすけんと思ふ」とは、過去に蒙った恩を負債として受けとめているといった、消極的な恩意識ではなく、未来にも予測される、さまざまな「恩ある人」に充分に報いていく、あるいは報いて行きたいという積極的な恩意識を汲みとることができる。

日蓮の報恩観は、まず求法習学と密接に関連した積極的な願望をもった恩意識をもって出発したといえる。

仏教をならわん者の、父母・師匠・国恩をわするべしや。此の大恩をほうぜんには必ず仏法をならいきわめ、智者とならで叶べきか。(報恩抄一一九二)

この文は、その日蓮の求法習学が報恩とかかわっていかん真剣なものであったかを語っている。

(二) 清澄開教と報恩

このように、みずからの求法研鑽の成果が、「恩ある人」への報恩となって寄与することを念じていた日蓮は、建長五年四月二十八日、弘教者としての第一歩をしるす初転法輪の地を、意識的に故郷安房の清澄寺においた。その理由を日蓮は、①虚空蔵菩薩の恩を報ぜんがため、②本師道善御房の御恩を報ぜんがためとしている。

此諸経・諸論・諸宗の失を弁る事は虚空蔵菩薩の御利生、本師道善御房の御恩なるべし。龜魚すら恩を報ずる事あり、何況人倫をや。此恩を報ぜんが為に清澄山に於て仏法を弘め、道善御房を導き奉んと欲す。(善無畏三藏鈔四七三―四)

此を申さば必日蓮が命と成るべしと存知せしかども、虚空蔵菩薩の御恩をほうぜんがために、建長五年四月二十八日、安房国東條郷清澄寺道善之房持仏堂の南面にして、浄円房と申者並に少々の大衆にこれを申しはじめ。 (清澄寺大衆中一一三四)

ここにいう虚空蔵菩薩の御恩とは、日蓮が清澄寺で習学中、

生身の虚空蔵菩薩より大智慧を給りし事ありき。日本第一の智者となし給へと申せし事を不便とや思食けん。明星の如なる大宝珠を給て右の袖にうけとり候し故に、一切経を見候しかば八宗並に一切経の勝劣粗是を知りぬ。

(清澄寺大衆中一一三三)

という出来事を指している。これは日蓮の「内心の要求を表したもの」(姉崎正治)とも考えられるが、ここで日蓮は、虚空蔵菩薩よりの啓示により、ある「回心」(同)を獲得し、習学の道を怠なく歩みえて仏教の真実を把握することができたという。

道善房の御恩とは、いうまでもなく、仏法結縁、教導の

恩である。それも師の下を離れて已來の求法研鑽と、仏教の、眞実把握の果報をも師の房の御恩としているのである。

日蓮が、その宗教活動の第一歩を、出家修学の地、清澄寺においたのは、もつとも自然のようであるが、その行為を師の房への報恩とすることは興味深い。

(三) 立教の決意と報恩

「知恩意識の深さは知教の自覚という人格的自覚の深さと正比例する。人倫的義理や恩愛からくる通り一遍的な恩意識は、それに報いる行為の終了によって忘れ去ることが多いであろう。が知教につながる知恩の意識は、永劫に消えることがないのである。それは報恩なお未報恩という意識によって支えられているからで、『報恩をほうずべき』だと強烈に志向されてくるからである。」(観心本尊抄研究序説)といわれる。

清澄開教は「開宗報恩」(日蓮聖人伝十講・上)とも呼ばれている。しかしそれは義理や恩愛からくる、通り一遍的な恩意識からのものでないことはいうまでもない。ここに「知恩意識の深さは知教の自覚という人格的自覚の深さと正比例する」と指摘されたように、「進退此に谷(きわまれ)り」(報恩抄一一九八)とまで煩悶し逡巡した日蓮を「開宗報恩」にまで踏み切らせた背景には、日蓮の「知

教の自覚」という人格的自覚の深さがあったのである。

日本国に此をしれる者、但日蓮一人なり。これを一言も申し出すならば父母・兄弟・師匠に國主の王難必ず来るべし。(五五六)

日蓮の知教の自覚からみると、その抱懐する教えの宣布には、迫害をともしなう困難性が必然であるという。しかもそれは権力者からの弾圧をも予測させるものであり、その影響は、一人日蓮の上に及ぶだけでなく、肉親や師の上にも及ぶだろうと認識されたのである。

世間的な常識的報恩の觀念からいえば、それが父母等への報恩とはなりえない。にもかかわらず日蓮は

いわずば慈悲なきにたりと思惟するに、法華經・涅槃經等に此二辺を合せ見るに、いわずわ今生は事なくとも後生は必ず無間地獄に墮つべし。いうならば三障四魔必ず競い起るべしとし(知)ぬ。二辺の中にはいうべし。(五五六―七)

と決意し、立教に踏み切ったのである。經典にもとづく「三世の救い」という宗教的救済の觀念は理解しにくい。ここに日蓮は立教の時点で過去に身につけた儒教的報恩觀をすでに超克していたということができると思う。

儒教について日蓮が

此等の賢聖の人々は聖人なりといえども、過去をしらざること凡夫の背をみず、未来をかがみざること盲人の前

をみざるがごとし。…過去未来をしらざれば父母・主君・師匠の後世をもたすけず、不知恩の者なり。まことの賢聖にあらず。(五三六)

と批判し、「仏教の初門」と位置づけ、妙楽大師の「儒教の礼楽前キニ駈セテ、真道後ニ啓ラク」の文を引用して賛意を表明しているのは、佐渡流罪中の「開目鈔」(日蓮五十一歳)においてであるが、以上のような「開宗報恩」の事実からみれば、すでに立教開宗の時点で儒教的報恩観は超克されていたことは明らかである。

(四) 報恩観の形成について

では日蓮の報恩観が、いかなる「仏典」の影響により、どのように形成されていったのか。これは大きな問題である。以下いくつかの気のついた点を指摘して批判を仰ぎたい。

法華経が「恩」の文字を使用しているのは、信解品の「世尊大恩以希有事憐愍教化利益我等」と「報仏之恩」の個処で、他に囑累品に、「諸仏之恩」という言葉がみえている。いずれも仏恩に関係しているものである。

報恩に関連して日蓮が引用している仏典は、①心地観経 ②梵網経、③華嚴経、④大集経、と、⑤安然の普通広釈の文である。

①金剛頂部に属する心地観経(報恩品)の四恩説は、一

番多く引用されている。伊豆流罪中の「四恩抄」(弘長二年・41歳)に、「四恩者、心地観経云…」と引文するのが初見である。もっとも心地観経そのものの引用は、これより早い「守護国家論」(正元元年・38歳)や、「十法界明因果鈔」(文応元年・39歳)にすでにみえている。これはいはば立正安国論述作のための準備期間中であり、この時期にすでに四恩説にも眼を通していたと推察することが可能である。

②梵網経からの報恩に関する直接の引用文はないが、やはり「四恩抄」に、「然ルに心地観経・梵網経等には仏法を学し円頓の戒を受ん人は必ず四恩を報ずべしと見えたり」(二三九)とされるされている。梵網経を求法習学中に披見されている事は確実であり、すではやく日蓮二十一歳の論文「戒体即身成仏義」において、「法華已前の戒体」をのしるした経典としてくわしく注目されている。今、「四恩抄」で、梵網経に法華円頓の戒を説いてあるような口吻のみえるのは、それと矛盾するかのようであるが、そうではなく、権大乘経の戒体に四恩報謝があるのだから、法華円頓の戒は当然それを包摂し活現するという、開会の立場からの発言である。

爾前の経々をひき乃至外典を用いて候も、爾前、外典の心にはあらず…心は必ず法華経なり。(十章鈔四八九)

と、包容的に融会したのである。

③華嚴經の引用は、「四条金吾釈迦仏供養事」（建治二年・55歳）にみえている。

華嚴經ニ云ク 恩ヲ知ラザル者ハ多ク横死ニ遭フ等云云。觀仏相海經ニ云ク 是阿鼻ノ因ナリ等云云。今既に孝養の志あつし。定めて天も納受あらんか。（一一八六）。ここでは不知恩者の果報の経証として引用しているにすぎない。なお遺文中、華嚴經の恩に関するこの引文はこの四条書のみである。

④大集經（不可説菩薩品）の引文は、佐渡流罪中の「開目鈔」（文永九年・51歳）にみえている。

大集經ニ云ク 二種ノ人有リ。必死シテ活キズ畢竟シテ恩ヲ報ズルコト知り能ワズ。一ニハ声聞 二ニハ緣覺ナリ。譬バ人有ッテ深坑ニ墮墜シ 是ノ人自利シ他ヲ利スルコト能ワザルガゴトク 声聞緣覺モ亦復是ノ如シ。解脱ノ坑ニ墮シテ自利シ及以他ヲ利スルコトアタワズ等云云。（五四三〜四）

日蓮の使用する「知恩報恩」の用語は、恐らくこの大集經の「知恩報恩」の言葉にもついたものと思はれるが、重要なのは、日蓮がこの大集經にしるされた二乗不成仏の原因たる、知恩報恩の欠如觀を、仏弟子たる自己自身の生き方の上につめていふことである。大集經のこの文のあとに日蓮は、二乗の不知恩を不孝という側面にしぼりながら次のようにしている。

聖賢の二類は孝ノ家よりいでたり。何二況や仏法を学せん人、知恩報恩なかるべしや。仏弟子は必ず四恩をしょうて知恩報恩ヲほうずべし。其上舍利弗・迦葉等の二乗は二百五十戒・三千ノ威儀持整して：知恩報恩の人の手本なるべし。然ルを不知恩の人なりと世尊定メ給ヒぬ。其故は父母の家を出て出家の身となるは必ず父母をすくわんがためなり。二乗は自身は解脱とをもえども、利他の行かけぬ。設ヒ自分の利他ありといえども、父母等を永不成仏の道に入ルれば、かへりて不知恩の者となる。

（五四四）

二乗作仏は法華經の教理の中心問題であるが、ここでの日蓮の視点は、成仏を許された二乗たちの、仏弟子としての生き方の上にそがれている。「利他の行か（欠）け」た「不知恩」が二乗不成仏の理由と把握され、知恩報恩が父母への孝を直接の問題としつつも、「四恩」への「利他行」へと凝視され強調されている。「仏弟子は必ず四恩をしょうて知恩報恩ヲほうずべし」はその結論であり、日蓮の報恩觀を端的にしめしているものである。

ここにいう「四恩」とは、①父母の恩、②一切衆生の恩、③國王の恩、④三宝の恩のことである。日蓮はこの四恩を自覚的に知り、自覚的に報ずることが、仏弟子として欠かすことのできない資質であり、実践的課題であると表明したのである。

では、佐渡での開目抄における、この大集経の「知恩報恩」の文は、日蓮がどの時期に披見され注目されていたのだろうか。もちろん佐渡始見ともいえるわけであるが、それを、立正安国論述作のための準備期間中と考えたい。

法華経が末法有缘たる経証の一つとして大集経の「五五百歳・末法説」に日蓮が早くから注目していたことは確実である。また勘文たる「立正安国論」に大集経が重要な経証の一つとして引用されていることからみて、安国論述作の準備中に、大集経が再読されていることも確実である。それと後にくわしくふれるが、日蓮は「立正安国論」奏進を「国土の恩をほうぜんがため」としるすなど、「知恩報恩」が立正安国論奏進にみられる国諫の行為を支えたと考えられるのである。

このことは安国論執筆の動機とその行為の意義を探る上でも重要な意味をもっている。

⑤安然の普通広釈の文は、「註法華経」に示るされている。

四恩ノ事、広釈云、心地観云 世間之恩ニ其ノ四種有り。一ニハ父母ノ恩、一切衆生互ニ父母ト為リ、生生世々養育スルコト深キカ故ニ。二ニハ衆生ノ恩、一切ノ衆生ハ菩薩ノ恩處ナリ、衆生ヲ利益シテ仏道ヲ成セシムルカ故ニ。三ニハ国王ノ恩、正法ヲ以テ世ヲ治メ自他ニ善ヲ修セシム、此ノ恩ニ依テ功德ヲ行スルヲ以テノ故ニ。四ニハ三

宝ノ恩、法界ニ常住シテ衆生ヲ引導シ苦ヲ抜キ楽ヲ与ヘテ菩提ニ致スカ故ニト。普ク四恩ヲ報ゼンカ為ノ故ニ清淨ノ菩提心ヲ發起シテ応ニ菩薩ノ三聚淨戒ヲ受クベシ。恩ヲ知テ恩ヲ報ズルヲ持戒ト名クト。(私集要文注法華経九〇三・九〇一)

日蓮の報恩観と、この安然の普通広釈との関連については、すでに浅井円道師によって論じられている。

日蓮は普通広釈については、正元二年・39歳の「災難興起由来」をはじめとして、安国論作成のための勉学時代に披見されている。すると伊豆流罪中(弘長二年・41歳)の四恩抄で、心地観経の四恩説によって報恩行をかたっているのも、或いは普通広釈からヒントを得られたのかもしれない。湛然も最澄等も四恩説については全く言及していないが、安然の普通広釈では、心地観経の四恩説に注目して十二門中の開導第一、発心第五、奉持第十一など機会あるごとに四恩報謝を強調している。それは安然が四恩報謝こそ菩薩の守るべき最も大切な戒律であると考えていたからである。こう指摘して師は更に次のようにかたっている。

「宗祖の戒法は戒定の二法を制止して恵の一分に限る唱題即持戒の理戒であることは勿論であるが、唱題する者が社会に対して立てねばならぬ持戒相の証しは、四恩報謝であるというお考えがあったのではないか。……

折伏の目的は対目的には滅罪にあり、対他的には報恩に

あるといふことは御遺文の到るところに表明してあるが、その報恩とは宗祖のいわゆる「本門戒壇」において授受さるべき本門戒の戒相でもあった。」（大崎学報第一二五・六号）と。

これは日蓮の報恩行を、単なる心情的行為や一時的観念の所産とするのではなく、戒法論という具体的教義の背景をもった利他的実践行と認識されていることを物語っている。

（五） 知恩報恩と国恩について

日蓮が註法華經にしろした普通広釈の末文は、「知恩報恩ヲ持戒ト名ク」であった。ではこの思想を日蓮が注目したのはいつごろなのであろうか。

註法華經の御撰集の年代については、従来、別頭統記をはじめとして立教開宗の前後とみられていた。しかしその後、身延山以後の御注記といわれ、現在は文永末年から弘安初頭の成立（日蓮聖人の研究・山中氏）といわれている。少くとも佐後の成立は確定であらう。すると日蓮のこの文の披見は佐後のようにも思えるが、普通広釈はすでにみたように安国論以前の正元二年に引用されている。それに註法華經にしろした中の

「三ニハ国王ノ恩、正法ヲ以テ世ヲ治メ自他ニ善ヲ修セシム」

の文は、立正安国論とほぼ同時期の「十法界明因果鈔」（文応元年四月）にもしるされている。

「国王正法ヲ以テ世ヲ治レハ自他安穩也。此ニ依テ善ヲ修スレバ恩重シ」（一八一）

と、字句のプラスはあるが同一文である。

そして「十法界明因果鈔」は本門戒の法門をその主題とし、「但此經ヲ信スルガ即持戒也」（一八三）

と説くのである。その中で二乗の持戒を嫌う理由として、本来「持戒」とは

父母・師僧・国王・主君・一切衆生・三宝ノ恩ヲ報センカ為也。（一八一）

であるにもかかわらず、二乗の心念には

「此等の報恩皆欠けたり」（同）であるからと断りして

いるのである。これは先きに「大集經」の説明でもふれたように、仏弟子としての日蓮が、「知恩報恩」の「利他行」の自覚をすでに安国論述作のための準備期間中に持っていたことをしめしている。

正嘉の大地震をはじめとする天変地天の続出。それにもとづく飢饉疫癘。加へて、

仏闍臺ヲ連ネ経蔵軒ヲ並ベ僧者竹葦ノ如ク侶ハ者稻麻ニ似タリ。崇重年旧尊貴日ニ新ナリ。但シ法師ハ謡曲ニシテ而人倫ニ迷惑シ王臣ハ不覚ニシテ邪正ヲ辨ズルコト無

シ。(立正安国論二二三)

という日蓮の状況把握に見られる現実が日蓮をして、

弟子一仏之子ト生レ諸経之王ニ事フ。何ゾ仏法之衰微ヲ

見テ心情ノ哀惜ヲ起サザランヤ。(同二一九)

といわしめた。ただその日蓮の危機意識が、個の内面にとどまらず、その原因と解決を訴える「立正安国論」勸文一通の述作となり、為政者への奏進という国家諫暁の行為に進むには、「心情の哀惜」という仏弟子としてのモラルだけでは不可能である。それを可能としたのは「知法の自覚」が根底となっていたからと指摘されている。それはその通りである。しかし以上の考察によって、更に「知恩報恩ヲ持戒ト名ク」という思想が、日蓮の行為をうながす契機となったのではと考えるのである。

日蓮は知恩の望あらば深く諫め強て奏せよ(三七九)

ともかたっているが、「立正安国論」については、

日蓮世間ノ体ヲ見テ粗一切経ヲ勸ルニ 御祈請願シ無ク

選テ凶惡ヲ増長スル之由 道理文證之ヲ得了ンヌ。終ニ

止ムコト無ク勸文一通ヲ造リ作シ 其名ヲ立正安国論ト

号ス。文応元年庚申七月十六日辰時屋戸野入道ニ付シ奏

進シテ古最明寺入道殿ニ申シ了ンヌ。此偏ニ国土ノ恩ヲ

報セシカ為也(安国論御勸由來四二一〜二)

とのべている。

文永五年(日蓮47歳)、同時期の「宿屋入道再御状」に

は、蒙古の使者来朝という事態を前に、日蓮は

若又萬一他国之兵此国ヲ襲フ○出来セハ 知テ而奏セ不

ル之失偏ニ貴辺ニ懸ル可シ。仏法ヲ学フ之法ハ身命ヲ捨

テ国恩ヲ報セン為也。全ク自身ノ為ニ非ズ。(四二五)

とまで強調しているのである。

ここにいる「国土の恩」「国恩」は、「生国の恩」としるす心情に共通するものであろう。

日蓮が身には今生にはさせる失なし。但国をたすけん

がため、生国の恩をほうぜんと申せし。(撰時抄一〇五

五)

としるすところである。

自己が生を受け、自己が住する国が荒廢の悲しみにあると認識されるなら、志ある者はその解決のために発言すべきと安国論は教えている。しかもその実践を生国への報恩、国土への報恩と自覚していることは、法華経への帰依にもとづいて、日蓮がいかに主体的自覚をもって「国」とかかわっているかをしめしている。なぜなら、

国恩を報ぜんがために三度までは諫暁すべし。(下山御

消息一三三五)

とのべた日蓮は、生涯の三度にわたって実践した「国諫」の行為を、のちに「余に三度のかうみゃう(高名)あり」

(撰時抄一〇五三)といい切るのであるが、それは、

此の三つの大事は日蓮が申したるにはあらず。只偏に釈

迦如来の御神我身に入りかわせ給とけるにや。我が身ながらも悦び身にあまる。法華経の一念三千と申す大事の法門はこれなり。(同一〇五四)

という教理的深さをともなつた信仰的主体によって行為されていたからである。

日蓮の国恩観には、「国土の恩」「生国の恩」の他に、更に「國王(主)の恩」観がある。それは日蓮の国諫の報恩行が、具体的実践性をおびるに従つて、当然予想され問題とされてくるものであつた。それを伊豆流罪中の四恩抄にみると

三には國王の恩、天の三光に身をあたゝめ、地の五穀に神を養ふこと皆是レ國王の恩也。其上、今度法華経を信じ、今度生死を離るべき國主に値奉れり。争か少分の怨に依ておろかに思い奉るべきや。(二三八)

とのべている。

ここにいう國主とは、当時の執權武蔵守長時を指している。日蓮は伊豆流罪を、日蓮を打ち殺さんとせし程に、かなわざりしかば、長時武蔵ノ守殿は極楽寺殿の御子なりし故に、親の御心を知りて理不盡に伊豆ノ国へ流し給イぬ。(妙法比丘尼御返事一五六一)

と、國主が、念仏者である父の意向を汲んで行つた「理不盡」な処置とうけとめていた。その弾圧の為政者に対して

「おろかに思い奉るべきや」とかたり、

國主こそ我身には恩深き人にはをわしまし候らめ。(同一三七)

とまでかたつたのである。なぜそのような事が可能なのか。それは日蓮にとつての伊豆流罪が世間の失ではなく、「只法華経を弘めんとする失」(二三六)によるものであり、法華経みづからが語たる末法弘通の困難性を、國主による弾圧によって日蓮が身をもって実証体験することとなつたからであるという。國主による流罪は、日蓮をして「人間に生を受けて是程の悦びは何事か候べき」(同)といわしめるほどの宗教的法悦であつたのである。

たしかに日蓮の國主観は、仁王経、金光明経などの王法思想を説く經典の影響によつて、「帝王ハ者國家ヲ基トシテ而天下ヲ治メ 人臣ハ者田園ヲ領シテ而世上ヲ保ツ」(立正安國論二二五)という考えが強いと指摘される通りである。故に「天の三光に」という天地自然の恵みをも「國主の恩」とする姿勢や、「先づ國家を祈りてすべからく佛法を立つべし」(同二二〇)などという一連の言葉をつらねると、日蓮は「國主法從」論者と一面的に強調され、日蓮に國主否定の考えはないが、日蓮の三度の國諫にみられた國主批判の姿勢は、意識的に隱蔽される。

國主に対し日蓮が、あくまでも「法主國從」の姿勢をくづさない強烈な実存を持っていたことに注目するとともに

に、日蓮が国主、つまり権力者との緊張関係を、憎悪と対立に終らせるのではなく、法華信仰にもとづく報恩観によって超越し、しかも権力者批判の積極的な主体を保持していたことに着目するのである。

(六) 父母の恩・一切衆生の恩について

ここで、「四恩」のうちの、「父母の恩」、「一切衆生の恩」についての日蓮の発言をみつめてみたい。

まず何を日蓮は父母の恩というのか。それは「生を受くる恩」(二三七)であり「養育の恩」(一八一)である。

日蓮が「刑部左衛門尉女房御返事」(一八〇四〜五)に詳述するところである。

日蓮もこの父母の恩は「今初て事あらたに申すべきには候はねども」とかたて、人間として自明の事柄に属する問題という。しかし現実をみれば

「末代悪世に不孝の者は大地微塵よりも多く孝養の者は爪上の土よりもすくなからん」

という涅槃經の指摘を、「殊にさもやとおぼへ候」と是認せざるをえないという。かくして日蓮は

親は十人の子をば養へども、子は一人の母を養ふことなし。あたたかなる夫をば懐きて臥ども、こごえたる母の足をあたたむる女房はなし。(一八〇五)

とすばらしい譬論で不孝者を批判し、孝養の道徳を容認す

る。

日蓮がこのような孝養の道徳としての父母への報恩をその内に包容していたことは、

外典三千余卷の所詮ニ二ツあり。所謂孝と忠となり。忠も又孝の家よりいでたり。孝と申スハ者高也。天高ケレども孝よりも高からず。又孝者厚也。地あつかれども孝よりは厚からず。聖賢の二類は孝ノ家よりいでたり。何ニ況や仏法を学せん人、知恩報恩なかるべしや。(開目鈔五四四)

との発言で明らかである。しかし日蓮はこの文のすぐあとに

仏弟子は必ず四恩をして知恩報恩をほうずべし。(同)とするしたのである。つまり恩を報ずるに父母一人に限らず、広く一切衆生、国主、三宝への報恩を視野に入れてその実践に進むべきであり、それこそ真の「知恩」であり「報恩をほうずる」ことであるというのである。

日蓮は父母への報恩が大切でないのではない。それは仏弟子二乗を「不孝の者」と注目したことから知られる通りである。ただ肉親とはいえ、父母一人への報恩のみにとらわれて、一切衆生等への報恩行を忘れるなどというのである。いや一切衆生等への報恩行に進み得てはじめて真の父母への報恩も可能となると把握しているのである。

日蓮は父母の生養の恩を知って父母に身近かに仕えるこ

とのみを、父母への報恩の成就とはみていない。

まことの道に入ルには、父母の心に随はずして家を出て
仏になるが、まことの恩をほうずるにてはあるなり。

(兄弟鈔九二八)

と自己と門弟の行為をみつめているように、「まことの道」を求め、「まことの恩をほうずる」積極的な生き方の中にこそ、まことの父母への報恩があると日蓮はいうのである。

伊豆流罪中の四恩抄で、心地観經の、一、父母の恩、二、一切衆生の恩……という四恩の順位を逆にして、「一には一切衆生の恩……二には父母の恩……」とするしたのは、すでに指摘されているように、やはり「意識的配置がえ」(中濃師・第八回教研基調報告)であると思はれる。その理由は、「仏法を習う身には必ず四恩を報すべきか」という実践的課題に対し、「一切衆生への報恩」と第一に発言しえる資格を、日蓮はようやくここに実践的に積みえたからと考えられる。

安国論による国諫運動をはじめとして、日蓮の法華信仰にもとづく衆生救済の行動に対する迫害が伊豆流罪であった。伊豆流罪そのものが一切衆生への報恩行に他ならなかったのである。「法華經を誦まざるにも法華經を行ずるにて候か」(二三七)と確信する根底もそこに基因する。

故に四恩抄では、法華信仰にもとづいて一切衆生への報

恩の功德を積みえたのは、父母によって生を受けて、法華經との結縁を生み、法華經を信ずる身を可能としたからである。ならば、「恩重きは今の某が父母なるか」という文脈の中で「父母の恩」がしるされている。

仏法を習フ身には必ず、四恩を報すべきに候か。四恩トハ者、心地観經ニ云ク、一には一切衆生の恩、一切衆生なくば衆生無辺誓願度の願を発し難し。又悪人無クして菩薩に留難をなさずば、いかでか、功德をば増長せしめ候べき。二には父母の恩、六道に生を受けるに必ず父母あり。其中に或は殺盜・惡律儀・謗法の家に生れぬれば、我と其科を犯さざれども其業を成就す。然に今生の父母は我を生て法華經を信ずる身となせり。梵天・帝釈・四大天王・轉輪聖王の家に生して、三界四天をゆづられて人天四衆に恭敬せられんよりも、恩重きは今の某の父母なるか。(二三七―八)

ここで注意しておきたいのは、「一切衆生」は日蓮にとって「讒言の人」を含め、多くは加害者の側にある人々のことである。それは国主もまた同様であるが、にもかかわらず

此讒言の人、国主こそ我身には恩深き人にははしまし候らめ。(同)

と日蓮はみつめていることである。

ここに相対的次元を越えた、日蓮の報恩觀の深さをみる

ことができる。

一切衆生はたとえ悪人であれ、仏弟子としての日蓮にとつては衆生救済の誓願にかかわる存在である。それが直接日蓮を悪口し留難をなす人々であっても、それは日蓮にとつてその誓願の身証とその功德にかかわる問題と把握されたのである。ゆえに日蓮は、加害の衆生に対しても恩を自覚し、その救済に進みえた。

「父母の恩」の内容を日蓮は、「我を生て」という消極的な単独の感恩だけでなく、「我を生て法華経を信ずる身となせり」という積極的な誓願の生き方の上につめていることを見逃してはならないと思う。

そしてその誓願が「仏恩」と密接に結びついていることはいふまでもない。

(七) 仏恩について

では日蓮にとつての「仏恩」とは何を意味するのだろうか。それはいろいろにかたられている。

①本来、仏の寿命は百二十年あるのだが、仏はみづから八十歳で入滅し、残り四十年もある生命を「我等に与へ給ふ恩」（四恩抄二三九）との発言。

②譬喩品第三の「今此ノ三界ハ皆是レ我有ナリ。其ノ中ノ衆生ハ悉ク是レ吾ガ子ナリ。而モ今此ノ処ハ諸ノ患難多シ。唯我レ一人ノミ能ク救護ヲ為ス。復教詔スト雖モ而モ

信受セズ。」の文をあげ、

此文の心は釈迦如来は此等衆生には親也、師也、主也。我等衆生のためには阿弥陀仏・薬師仏等は主にてはましませども、親と師とはましまさず。ひとり三徳をかねて恩ふかき仏は釈迦一仏にかぎりたてまつる。親も親にこそよれ、釈尊ほどの親。師も師にこそよれ、主も主にこそよれ、釈尊ほどの師主はありがたくこそはべれ。この親と師と主との仰せをそむかんもの、天神地祇にすてられたてまつらざらんや。不孝第一の者也。（南條兵衛七郎殿御書三二〇他）

と、主・師・親三徳の恩をもって具体的に仏恩にふれた発言。

③法華経の提婆達多品第十二で、提婆達多の成仏が許されたのは、末代悪人成仏の道が踏みわけられたものであり、「是れ偏に法華経の恩徳也」（祈禱抄六七五他）との言葉。

④提婆品の竜女成仏の竜女とは、日本国の女のことであり（一六三五）、女人女仏を説く法華経こそ、「悲母の恩を報ずる実の報恩経」（一五四二）ではないかという遺文。

⑤さらに一切の菩薩・二乗・凡夫、梵天・帝釈等も、自身成仏できたのは、「御経（法華経）の恩」（六七二）である、等々とするしている。

これらは、日蓮が法華經の説く成仏の法門に関連して「仏恩」を説かれる場合が多いことをしめしている。「是れ偏に法華經にして仏になりしかば仏の恩の報じがたき」(六七八)といわれるものである。

⑥その中でも特に重要なのは、法華經の特色として方便品第二を中心にして説かれる「二乗作仏」を、日蓮は二乗たちにとって「重恩」とかたるのであるが、それを単に教理の問題としてとらえず、また二乗のみの問題ともとらえず、二乗自身の仏弟子としての在り方を通して、ひいては末法に生きる仏弟子日蓮の在り方への教示と受けとめていく点である。

(法華經によって二乗たちは)仏になるべしと許さる。…いかでか止の經の重恩をばほうぜざらん。若ほうぜずば彼々の賢人にもをとりて、不知恩の畜生なるべし。(開目鈔五六一)

と日蓮はかたっているのである。日蓮によれば、法華經以外の諸經では、本来、二乗たちは成仏を許されない存在であった。その理由は、「二乗は自身は解脱とをもえども、利他の行かけ」(五四四)でいたからである。にもかかわらず法華經によって「仏になるべしと許され」た。それを日蓮は今、「此の經の重恩」とのべたのである。この時、二乗たちにとっての「重恩」は仏弟子たる日蓮自身にとつての「重恩」として、二重写しで実感されていたはずであ

る。そして二乗が法華經の仏恩によって知恩報恩の利他行に進みえたように、日蓮もまたこの法華經の仏恩によって知恩報恩の利他行に進むことが可能であると自覚した。法華經の重恩とは日蓮自身のものでもあったのである。そこに次のようにいわれる所以があると思う。

娑婆世界は五百塵点劫より已來教主釈尊の御所領也。大地・虚空・山海・草木一分も他仏の有ならず。又一切衆生は釈尊の御子也。…釈迦仏も又一切衆生の親也。又此國の一切衆生のためには教主釈尊は明師にておはするぞかし。父母をかも知師の恩也。黒白を辨も釈尊の恩也。

(一谷入道御書九九二)

開目抄の中で、「天台宗より外の諸宗は本尊にまどえり」として仏身論的に諸宗の本尊を批判し、結論として

「寿量品(の仏)をしらざる諸宗の者ハ畜に同ジ、不知恩の者なり。」(五七八)

とししたのは、この一谷書の、「五百塵点劫已來の釈尊の恩」という日蓮の把握が、その背景となっていることはいうまでもない。

寿量品に説かれた五百塵点劫という無始の概念を媒介することによって、寿量品の仏は常住不滅の永遠性と絶対性を獲得し、日蓮との有限相対的關係の垣根を取り払った。しかしそればかりではなく、寿量品の仏は日蓮をしてまた此土の我等衆生は五百塵点劫より已來教主釈尊の愛子な

り。(法華取要抄八一二)

という自覚をもたらせたのである。それは寿命品の仏が、超越的な絶対者として、此土の我等に永遠の慈愛をおしみなくふりそそぐ存在と把握されていることを意味している。

ゆえに、「仏恩をしまって」とはこの寿命品の仏との密接不離な一体観を自己のものとするに他ならないだろう。

実はそれなしに四恩報謝はありえない。日蓮にとっての「四恩」とは並列的にあるのではなく、仏恩に基礎づけられ、仏恩にもとづいた父母の恩、衆生の恩、国王の恩であり、仏恩にもとづく知恩が「仏弟子は必ず四恩をしまって」ということの真の意味であると考えられるのである。

なぜなら教主釈尊という絶対者との一体観こそ、二乗のように、知恩報恩の利他行を可能と思われるからである。

(六) 「報恩抄」の報恩観

以上、四恩を中心にして日蓮の報恩観をみつめてきたが、最後に、日蓮がその法華経的实践のすべてを、恩師道善房の報恩として回向する「報恩抄」にふれて、この稿を終りたい。

「報恩抄」は、日蓮の師道善房の死去という訃報に接し

た日蓮が建治二年七月二十一日付で「大事の大事どもをかきて」(一一二五一)、弟子日向をして恩師の墓前に読まされたものである。

この中で日蓮は、自己の報恩観を、釈尊にはじまった法華経弘通の歴史の流れという広大な深さをもった背景からかたっている。

夫レ老狐は塚をあとにせず。自龜は毛宝が恩を報ず。畜生すらかくのごとし。いわうや人倫をや。されば古への賢者豫攘といひし者は劍をのみて智伯が恩にあて、こう演と申せし臣下は腹をさいて、懿公が肝を入れたり。いかにいわうや、仏教をならはん者の、父母・師匠・国恩をわするべしや。此の大便をほうぜんには必ず仏法をならいきわめ、智者とならで叶うべきか。」(一一一九二)

日蓮は報恩抄でまずこのように、知恩報恩の生き方が、人間にとって欠かすことの出来ない道であることを標榜する。しかもその道は「仏教を習い極め」る求道的な生き方の上にこそ確立され、仏道に純粹に帰一して「出離の道をわかまえる」ことなしにはありえないと強調する。故に日蓮は「恩ヲ棄テ無畏ニ入ルハ真実報恩ノ者ナリ」という経典の思想に、ここでも耳をかたむけて注目する。

ただそのために、日蓮自身は「父母手をすりて制せしかども、師にて候し人かんどうせしかども、鎌倉殿の御勤氣を二度までかほり、すでに頸となりしかどもついにをそれ

ず」(王舎城事九一七)、今は亡き父母や師匠等の心に随わずして法華經弘通の歩みを進めてきた。それは世間の人々からみれば忘恩の行為にみえたかもしれない。けれどもその道こそまことの「知恩報恩」の道であったと日蓮はしるすのである。

そして法華經を中心としたインド、中国、日本という仏教流布の流れにそった、三国の仏法弘通の歴史を、上巻では客観的筆致をもって、下巻では批判的・主観的筆致をもって滔滔と叙述する。

ここに法華經を中心としているのは

いまだ法華經を仏のごとくよみたる人は候はぬか。(上野殿御返事一三〇七)

との言葉が端的にしめすように、聖人の仏教史観は一言でいうならば、「法華必然の等流史観」であったからである。

日蓮は天台・伝教を法華弘通の代表的先師として、その「内証は同じ」と継承しつつもみづからその末文で、「問テ云ク、天台伝教の弘通し給ざる正法ありや」と設問し、「答テ云ク、有り。何物ゾ乎。答云、三ツあり。末法のために仏留メ置キ給ウ。」とのべて次のようにいわゆる「三大秘法」をしるしたのである。

一は、日本乃至一閻浮提一同に本門の教主釈尊を本尊とすべし。…二には本門の戒壇、三には…一同に他事をす

てて南無妙法蓮華經と唱うべし。(一二四八)

おもえばこの道のために生命を捧げその生涯のすべてを捧げてきた。それは

日本国の一切衆生の盲目をひらける功德あり、無間地獄の道をふさぎぬ。(同)

と確信された衆生救済の道そのものに他ならなかったからである。

かくして日蓮は「此功德は伝教天台にも超へ…」と誇称する。しかしそれは「ひとえに日蓮が智のかしこきにはあらず。時のしからしむる耳」だからである。歴史の要請なのであるとのべたのである。

されば花は根にかへり、真味は土にとどまる。此功德は故道善房の聖靈の御身にあつまるべし。南無妙法蓮華

經。南無妙法蓮華經。(一二四九)

と日蓮は報恩抄を結んだ。

恩師・道善房の訃報を聞いたとき、日蓮は火にも入り、水にも沈み、はしり(走)たちてもゆいて、御はか(墓)をもたゝいて經をも一卷誦誦せん。(一二四〇)

と思うほどその悲しみは深かったという。その悲しみの中で、時には心弱かった師のありし日を臉にうかべつつ日蓮は「報恩抄」をしるした。

いうまでもなく日蓮はこの報恩抄で、一篇の報恩文を読み上げたのではない。この報恩抄を師の墓前に読ましめる

ことよって、法華経等流の広大な流れの歴史に生き、法華経に自己の生命をも捧げ尽しえた事を、すべて師の御恩として回向したのである。

衆生救済を願い、衆生救済のために積んだ功德のすべてを、師への報恩として捧げたのである。

いいかえれば、仏教にもとづく人間としての自己の生き方とその行為のすべてを、師の恩として師の房に捧げたのである。

これは、「仏道によって人生を形成してこそ眞の報恩となる」という日蓮の報恩観（日蓮の伝記と思想）の、おのづからなる流露であったともいえるであろう。

「知恩報恩」が、日蓮の生涯にわたる課題であったように、現代に生きる日蓮門下にとっても、「知恩報恩」とは、生涯にわたる課題であることはいままでもない。

教化の友

教化の友編集委員会・現宗研編集 教化研究友の会
教化研究会議から生まれた日蓮宗住職教師の教化交流誌。布教教化の指針をしめし日常の教化体験、実例、教材を掲載する教化活動の手びき誌。申込_〒248 鎌倉市小町

一―十二―十二 本覚寺内 教化の友事務所宛。
年額（六回刊）一五〇〇円。